



発行 新潟県
第 57 号
 令和 6 年 7 月 26 日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 830 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 831 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 832 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の辞退届（福祉保健総務課）
- 833 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 834 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 835 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 836 公共測量の実施通知（監理課）
- 837 公共測量の実施通知（監理課）

公 告

指定管理者の募集（都市整備課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

正 誤

令和4年8月30日付け県報第66号新潟県選挙管理委員会告示第97号中（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第830号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月26日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
八幡産科婦人科医院	長岡市稲葉町字菱田766-27	令和6年7月1日
ウエルシア薬局上越新光町店	上越市新光町一丁目5番3号	令和6年7月1日
川崎歯科医院	三条市本町2-4-1	令和6年6月1日
れんげ薬局	新発田市本町1-14-5	令和6年6月1日
めぐみデンタルクリニック	燕市秋葉町1-8-11	令和6年7月1日
クスリのアオキ厚田薬局	糸魚川市大和川1268番地3	令和6年7月1日

ウエルシア薬局五泉三本木店	五泉市三本木3丁目3番40号	令和6年7月1日
---------------	----------------	----------

◎新潟県告示第831号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年7月26日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
プライム薬局 きたまち店	長岡市喜多町字川原1091番地13	令和6年6月7日
川崎歯科医院	三条市本町2丁目4-1	令和6年5月31日
れんげ薬局 新潟新発田店	新発田市本町1-14-5	令和6年5月31日
細山歯科医院	燕市秋葉町1-8-11	令和6年6月11日
ドラッグトップス五泉薬局	五泉市太田1122-1	令和6年6月1日

◎新潟県告示第832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退の届出があった。

令和6年7月26日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
横尾薬局	上越市安塚区安塚999-甲	令和6年5月31日

◎新潟県告示第833号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新発田市の加治郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年7月26日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新発田市小島62番地1	赤塚 克則 (理事長)
〃	〃 川尻610番地1	吉田 春夫
〃	〃 三日市17番地	高澤 徳栄
〃	〃 金塚570番地	丸山 昇
〃	〃 中野17番地2	嶋津 登美雄
〃	〃 片桐293番地1	松井 弘行
〃	〃 二ツ山858番地	大澤 三津男
〃	〃 上今泉甲428番地	布施 眞一
〃	〃 新屋敷218番地	渡邊 正夫

〃 〃 真中2120番地3 藤田 弘行
 監事 〃 草荷854番地 石井 毅
 〃 〃 下山田甲263番地 大滝 一博
 〃 〃 真中1788番地 入倉 直作
 〃 〃 上館乙68番地丁 石山 輝

就任年月日 令和6年7月2日

2 退任

理事 新発田市小島62番地1 赤塚 克則
 (理事長)
 〃 〃 中野17番地2 嶋津 登美雄
 〃 〃 三日市17番地 高澤 徳栄
 〃 〃 湖南1379番地 佐久間 剛
 〃 〃 金塚570番地 丸山 昇
 〃 〃 片桐293番地1 松井 弘行
 〃 〃 二ツ山858番地 大澤 三津男
 〃 〃 新屋敷218番地 渡邊 正夫
 〃 〃 川尻610番地1 吉田 春夫
 〃 〃 真中2120番地3 藤田 弘行
 監事 〃 片桐203番地 瀧澤 佳春
 〃 〃 上今泉甲428番地 布施 眞一
 〃 〃 草荷854番地 石井 毅
 〃 〃 上館乙68番地丁 石山 輝

退任年月日 令和6年7月1日

◎新潟県告示第834号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区の定款の変更を令和6年7月18日認可した。

令和6年7月26日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第835号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する第52条第1項の規定により、砂山地区土地改良事業共同施行代表赤井田正隆から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、令和6年7月29日から同年8月26日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月26日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名 (換地区名)	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
阿賀野市 砂山地区土地改良事業共 同施行 代表 赤井田 正隆	砂山地区 (全換地区)	区画整理(非補助)	換地計画書の写し	阿賀野市役所

1 異議の申出について

この処分について異議がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第836号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県三条地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年7月22日から令和7年1月31日まで
- 3 作業地域 三条市新屋地内、三条市南五百川地内

◎新潟県告示第837号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸農政局新津郷用水農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和6年6月26日から令和6年11月18日まで
- 3 作業地域 新潟市秋葉区車場地内

公 告

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号。以下「条例」という。）第15条の6第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和6年7月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 募集する事項
 - (1) 対象施設
 - ア 対象施設
 - (イ) 新潟県立島見緑地及び聖籠緑地
 - (2) 対象業務
 - ア 新潟県立島見緑地及び聖籠緑地
 - (イ) 都市公園の運営に関する業務
 - (ロ) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務
 - (ハ) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務
 - (ニ) 条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務（前記1(2)ア(イ)に規定する許可に係るものに限る。）
 - (ホ) 都市公園の維持管理に関する業務
 - (ヘ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務
 - (3) 指定の期間
 - ア 新潟県立島見緑地及び聖籠緑地
 - 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 2 申請資格
申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等が構成する共同体（以下「グループ」と

いう。)とし、個人での応募は受け付けない。また、申請者(グループの構成員を含む。)は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 県内に主たる事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下、「役員等」という。)に就任していないこと。
- (4) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。)
- (5) 新潟県から指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (8) 経営状況が健全であること。
- (9) 指定管理者になろうとする法人等(グループを含む。)及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。
- (10) 公園又は公園類似施設の管理業務実績があること。(グループで申請する場合は構成員のいずれかが当該管理業務実績を有していること。)

単独で申請した法人等は、他の申請グループの構成員になることはできない。また、複数の申請グループの構成員に同時になることはできない。

なお、グループで申請する場合はグループの代表法人等を定めること。

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補として選定された者又は指定管理者としての指定を受けた者が、上記の要件のいずれかを欠くこととなった場合は、その選定又は指定を取り消すこととする。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5440(直通)

- (2) 募集要項の配布方法

令和6年7月16日(火)から8月30日(金)までの間、新潟県都市整備課ホームページからダウンロードして入手すること。

- (3) 申請書類の提出期間

令和6年8月28日(水)から8月30日(金)午後5時まで

4 その他

- (1) 失格 申請書類に虚偽の記載があった場合、申請者が自らのプレゼンテーション実施前に他の申請者のプレゼンテーションの内容(収支計画の内容を含む。)を入手する等公正な審査を妨げるような行為があった場合及び指定管理料の額を不当にせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他の不正行為をした事実が確認された場合は、失格とする。また、申請書類に不備がある場合並びに新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員及び本募集に関わる県職員に対して、本募集に係る接触の事実が確認された場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院附属看護専門学校のパーソナルコンピュータ等の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年7月26日

新潟県立新発田病院附属看護専門学校長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 品名及び数量

パーソナルコンピュータ 24台、プリンタ 1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院附属看護専門学校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する者は、次に挙げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院庶務課

電話番号 0254-22-3121 内線2514

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年8月7日(水) 午前10時30分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 本件入札に係る参加申請書の提出

(1) 入札希望者は令和6年8月2日(金)午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和6年8月2日(金)までに必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加確認申請書の提出場所は前記3(1)とする。

(3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

正 誤

令和4年8月30日付け新潟県選挙管理委員会告示第97号（政治資金規正法による政治団体の届出）中

ページ	行	誤	正
14	20	早津輝男	早津輝雄